

令和6年度 北中城村保育施設入所案内

申込区分	受付期間	提出先
継続利用 (きょうだい児に新規児童がいる場合を含む)	令和5年10月10日(火)～10月20日(金)	入所中の施設 (※広域入所児童は村役場福祉課)
新規利用	令和5年11月13日(月)～11月24日(金) 午前9:00～11:30/午後1:00～5:00 ※土日・祝日除く	村役場 第2庁舎 3階 第2委員会室

※書類不備がある場合は受付できません。

※期間外に申し込んだ場合、欠員補充の対象となりますのでご注意ください。

※申込状況により、希望の保育施設へ入所できない場合がありますので、予めご了承下さい。

保育施設とは

この入所案内での「保育施設」とは、認可保育所、認定こども園の2・3号認定、小規模保育事業、事業所内保育事業の地域枠のことです。保育施設とは、就労等の理由により、日中家庭において保育することができない保護者に代わって児童を保育することを目的とした福祉施設です。どの家庭の児童も無条件に入所できるものではありません。「保育を必要とする事由」に該当することを確認し、お申込み下さい(入所後「保育を必要とする事由」がなくなった際は保育施設の利用ができなくなります)。

本村において保育施設入所申込の対象となる児童は、以下を満たす必要があります。

- 1 保護者及び児童の住民登録が本村にあること
- 2 保育施設での集団保育において支障がないこと
- 3 保護者が次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当すること



保育が必要な事由	具体的な状況	保育時間
① 就労	月64時間以上120時間未満の就労	短時間
	月120時間以上の就労	標準時間
② 妊娠・出産	産前8週・産後8週	標準時間
③ 疾病・障害	疾病・障害により児童の保育に支障がある	標準時間
④ 介護・看護	同居または長期入院等の親族の介護、看護	申請内容により判断
⑤ 災害復旧	自然災害等の復旧にあたっている	標準時間
⑥ 求職活動、起業準備	求職または起業活動中(※入所期間は原則90日)	短時間
⑦ 就学・職業訓練	月64時間以上120時間未満の就学	短時間
	月120時間以上の就学	標準時間
⑧ 虐待等	虐待やDVのおそれがある場合	標準時間
⑨ 育児休業	既に保育所等を利用している児童がいて継続利用が必要である場合(※出産後、福祉課へご連絡ください)	短時間
⑩ その他	上記に類する状態として北中城村が認める場合	申請内容により判断

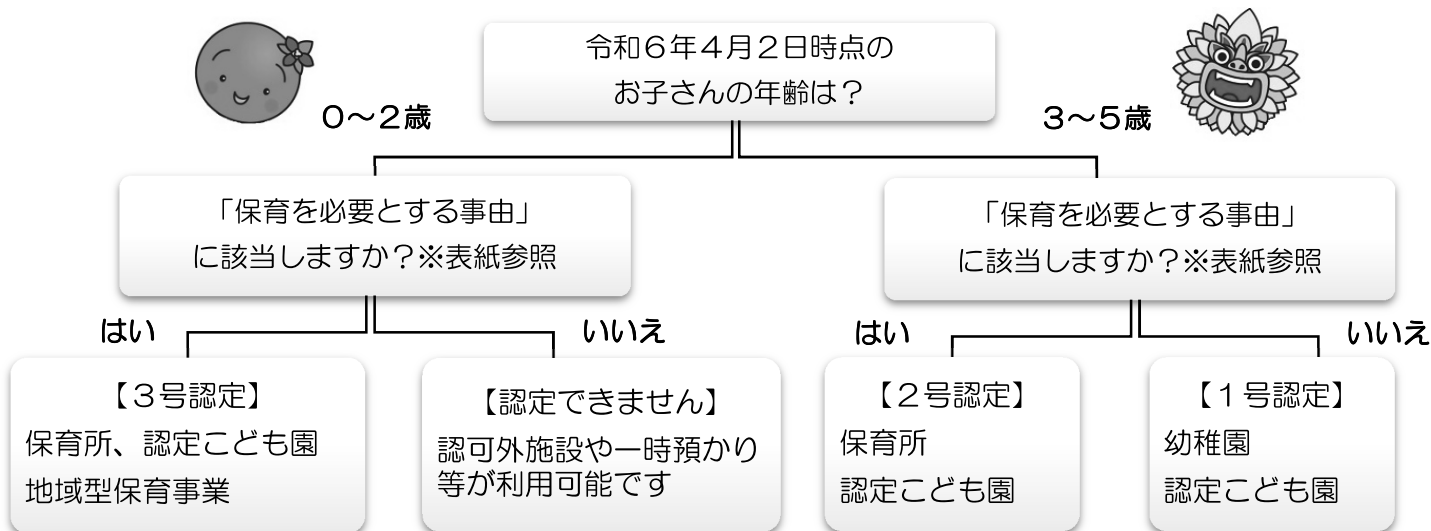
お問い合わせ 福祉課 こども園係 TEL:098-935-2263 (内線248)

保育の認定区分と必要量

保育施設の利用を希望する場合は、居住する市町村へ申請し認定を受けていただく必要があります。既に認定を受けている継続利用児童も、現況報告として一斉受付期間に書類の提出を行ってください。

▼認定区分▼

児童の年齢や保育の必要性をもとに、3つの区分に認定します。利用できる施設は次のとおりです。



(参考) クラス年齢早見表

0歳児	令和5年4月2日～	3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日

▼保育の必要量▼

2号認定または3号認定を受けた方は、保育の利用時間が下記のとおり区分されます。1号認定を受けた方は、教育標準時間となります。預かり保育をご希望の場合は、保育の必要性の認定が必要です。

利用区分	就労時間	利用時間
保育標準時間	保護者の勤務時間が120時間/月以上（フルタイム就労を想定）	最長11時間
保育短時間	保護者の勤務時間が120時間/月末満（パートタイム就労等）	最長8時間

利用時間のイメージ（例）

1号	→	預かり保育	教育標準時間	預かり保育
		保育標準時間利用（最長11時間）		
2・3号	↷	保育標準時間利用（最長11時間）		
	↷	延長保育	保育短時間利用（最長8時間）	延長保育

7:30 8:00 14:00 16:00 18:30 19:00

※ 具体的な利用時間帯は、施設により異なります。詳細は、施設または福祉課までお問合せ下さい。

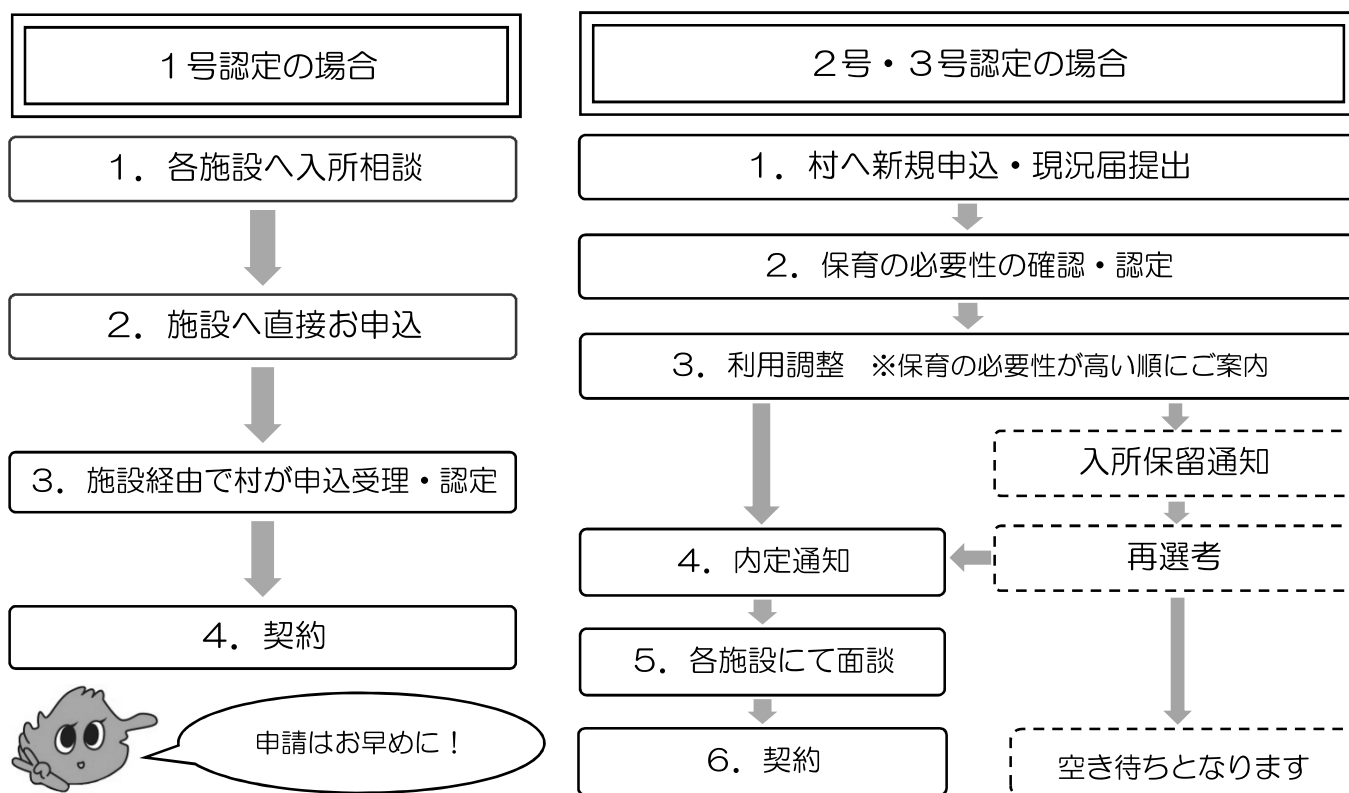
入所内定・決定までの流れ

申請者の希望、保育施設等の状況により、保育の必要性が高い順に村が利用調整を行います。

内定した場合2月頃に内定通知を送付しますが、**最終決定は健康診断・保育施設との面談後**です。各保育施設から面談に関する連絡がありますので、児童の健康診断書等持参のうえ、面談を受けて下さい。最終決定後、3月頃に利用者負担額の階層に関する通知を送付します。入所保留となった場合は、申し訳ありませんが待機児童としてお待ちください。年度内に空きが出て入所可能になった場合に、再審査の上ご連絡いたします。

なお、支給認定証は任意交付ですので、発行を希望する場合は福祉課までご連絡下さい（年度当初からの利用に伴う申請の場合、4月の入所に向けた認定事務が集中し審査に時間を要する為、内定通知と同時期に発行します）。

- ※ 生まれる前の申込は受け付けておりません。生まれてからお申込ください。
- ※ 事業所内保育事業の従業員枠は、村へ支給認定申請のうえ、施設へ直接お申込下さい。
- ※ 内定通知が届いた後、入所を辞退する場合は速やかに福祉課へ「辞退届」を提出して下さい。
- ※ 年度途中入所希望の場合は、入所希望月の前月10日までに申込を行ってください。



広域入所について

広域利用とは、お住まいの市町村以外の認可保育施設に入所を希望する場合、市町村間で協議を行い希望する施設への入所が可能となる制度です。保育料は住民票のある市町村の基準となります。

▼村内在住の方が、村外の認可保育施設を希望する場合▼

北中城村が申込受付し、希望施設のある市町村と協議を行います。前もって希望施設のある市町村に申込期限等をご確認ください。

▼村外在住の方が、北中城村内の認可保育施設を希望する場合▼

お住まいの市町村にて申込を行ってください。北中城村の待機児童が解消するまでは村内の方を優先するため、受け入れができない場合があります。

特別支援保育

「特別支援保育」の対象は、集団保育が可能であると判断される、心身に障害のある児童または発育や発達に遅れがあり特別な支援を要する児童です。特別支援保育では集団生活をするなかで社会性を培い、通常よりも丁寧に保育することで、健やかな成長発達の促進を目的としています。対象児童が療育手帳、特別児童扶養手当受給者証等をお持ちであれば申請の際に写しを提出して下さい。また、資料として医師の意見書等の提出を依頼する場合があります。

利用者負担額

子ども・子育て支援法において、新制度における利用者負担額（保育料）は均一ではなく、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める（応能負担）こととされており、国が定める水準を限度として市町村が定めています。利用者負担額は、原則として保護者（父・母）の市町村民税所得割額※で算定されます。

保護者の収入が生活保護基準を下回り、扶養義務者（祖父母等）が同一住所内にいる場合は、児童の保護者と扶養義務者の課税状況により算定いたします。ただし、同住所にお住まいでも、居住空間や生計が別であることがわかる書類の提出があれば、扶養義務者とみなさない場合があります。

なお、利用者負担額決定時に必要な税情報のない方は、正しく算定できないため最高階層で仮算定をさせていただきますこととなります。必ず申告期間に税の申告をして下さい。

※ ここでいう市町村民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を適用する前の額です。ただし、調整控除は適用します。

【北中城村利用者負担基準額表】

階層	定義		第1子		第2子		第3子	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間		
1	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円	0円	
2-1	市町村民税 非課税世帯	ひとり親・ 障害世帯	0円	0円	0円	0円		
2-2	(均等割を含む) 上記以外		0円	0円	0円	0円		
3-1	市 町 村 民 税	48,600円 未満	ひとり親・ 障害世帯	7,000円	7,000円	0円		0円
3-2		上記以外		14,000円	13,700円	7,000円		6,850円
4-1	所 得 割 課 税 額	77,101 円未満	ひとり親・ 障害世帯	8,000円	8,000円	0円		0円
4-2		97,000円未満		23,000円	22,600円	11,500円		11,300円
5		169,000円未満		35,500円	34,800円	17,750円		17,400円
6		301,000円未満		42,700円	41,900円	21,350円		20,950円
7		397,000円未満		47,900円	47,000円	23,950円		23,500円
8		397,000円以上		52,500円	51,600円	26,250円	25,800円	

☆3～5歳児クラスの保育料は無償となっておりますが、別途副食費等がかかります。

▼多子軽減について▼

小学校就学前（1号認定の場合は満3歳から小学校3年生まで）の範囲内に子どもが2人以上いる場合、認可保育所、認定こども園、公立・私立幼稚園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部又は児童発達支援及び医療型児童発達支援、企業主導型保育施設（以下、多子軽減対象施設）を利用している子どものうち、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。

本村の支給認定を受けずに多子軽減対象施設にきょうだい児が在籍している場合は、「利用者負担額多子軽減届出書」を年度毎に提出して下さい。ただし、世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満（ひとり親・障害世帯、1号認定は77,101円未満）であれば、算定対象子どもの年齢制限等はありませんので届出不要です。

▼副食費の徴収について▼

3～5歳児クラスの児童は、副食費が発生します。ただし、市町村民税所得割が57,700円未満の世帯及び第3子以降の児童については、副食費が免除されます。（多子のカウント方法については、利用者負担額の多子軽減と同様です。）「徴収金額」や「徴収方法」については、各施設へお問い合わせ下さい。

1号認定の児童については、網掛けの部分で免除範囲となります。

第1階層（生活保護世帯）		第1子	第2子	第3子
第2階層（村民税非課税世帯及び村民税所得割非課税世帯）	ひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子
	その他	第1子	第2子	第3子
第3階層（村民税所得割課税額77,100円以下の世帯）	ひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子
	その他	第1子	第2子	第3子
第4階層（村民税所得割課税額211,200円以下の世帯）		第1子	第2子	第3子
第5階層（村民税所得割課税額211,201円以上の世帯）		第1子	第2子	第3子

▼利用者負担額の徴収について▼

認可保育所の利用料は村で徴収しますが、認定こども園（アリス幼稚園、すてらこども園、つなぐ認定こども園、認定こども園ライカム煌保育園）、地域型保育事業（ピーターパン沖縄ライカム、もりのなかま保育園喜舎場園、ちきーと保育園屋宜原園）については、保育施設が徴収します。

また、その他の実費（教材費等）がかかる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせ下さい。

▼利用者負担額の切り替えについて▼

毎年9月に利用者負担額の切り替え作業を行います。市町村民税の賦課時期が毎年6月となっていることから、4月分から8月分までは令和5年度住民税（令和4年収入分）、9月分以降は令和6年度住民税（令和5年収入分）をもとに算定いたします。

なお、課税額に変更が生じた場合、利用者負担額が変更となる可能性があります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度分の村民税（所得割）額で算定					当年度分の村民税（所得割）額で算定						

提出書類

下記書類を、一斉受付期間内に提出して下さい。不備がある場合や、消せるペンや鉛筆で記入した場合は受付できませんのでご注意ください。なお、④～⑥は、一度保育担当宛に提出したことがある場合、写しでもかまいません。ただし、提出日から遡って90日以内に発行されたものに限りです。

◆は指定様式です。ホームページからダウンロードできます。



↑HPはこちら↑

提出が必要なもの（2・3号認定は①～⑦、1号認定は①～③及び⑤～⑦）

- ① ◆教育・保育給付認定申請書（現況届）兼利用申込書（児童1人につき1枚）
- ② ◆同意書（※両親および同住所地に住む18歳以上の方全員の署名が必要です）
- ③ ◆児童の状況調査票（児童1人につき1枚）
- ④ 保護者等の就労状況等を確認する書類

※新規申込の場合は、60歳未満の同居祖父母も要提出

事由	必要書類
勤務・勤務予定の方 ※育休明けの場合、入所後1か月以内に復帰	◆ 就労証明書（指定様式） ◇ 〈軍人・軍属等〉「雇用契約（証明）書」等の写し
自営業・農業・内職等	◆ 自営業・農業・その他申立書（指定様式） ◇ 営業許可書・商工会・組合等の加入証明書・内職発注証明書等の写し または名刺・パンフレット・掲載雑誌等仕事内容がわかる資料
就学している方 ※職業訓練学校を含む	◆ 授業日程証明書（指定様式） ◇ 〈高校・大学・専門学校等（学習塾・趣味の講座・カルチャー除く）〉在学証明書 ◇ 〈入学予定・職業訓練校等〉合格通知書等の写し
出産の方 （産前8週～産後8週）	◇ 親子（母子）健康手帳の表紙（氏名）と出産（予定）日が記載されているページの写しまたは診断書
産後6ヶ月未満の児童を自宅保育する方	◆ 自宅保育を行う旨の申出書（指定様式） ※育休の場合は省略可
育児休業中の方 ※継続利用児童のみ	◆ 就労証明書（指定様式） ◆ 育児休業に係る継続入所（園）申出書 ◇ 育児休業基本給付金受給証明書等の写しまたは辞令等の写し
病気の方または 病人を看護している方	◆ 診断書（指定様式） ◆ 〈看護の場合〉看護・介護事実の申告書（指定様式）
障害者または 障害児（者）を介護している方	◇ 身体障害者手帳・特別児童扶養手当証書・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し ◆ 〈介護の場合〉看護・介護事実の申告書（指定様式）
災害復旧中の方	◇ り災証明書
求職活動中の方 （原則90日）	◆ 求職活動状況確認書（指定様式） ◇ 〈公共職業安定所利用者の場合〉ハローワークカードの写し
その他	◆ 保育することができない旨の申出書（指定様式）

⑤ 世帯の状況を確認する書類（全認定区分で該当する方のみ）

事由	必要書類
保護者で村外に住民票登録がある方	◇ 住民票謄本（お住まいの市区町村で発行） ※きょうだい児が同居していない場合は抄本可
ひとり親世帯	◇ 児童扶養手当受給者証の写しまたは母子及び父子家庭等医療費受給者証の写しまたは戸籍謄本（離婚による場合は離婚日の記載があるもの）
生活保護受給世帯	◇ 生活保護受給証明書（中部福祉事務所で発行）
外国人で住民票登録がない方	◇ パスポートの写しまたは身分証明書(ID等)の写し
転入予定の場合 ※一斉受付申込者のみ	◆ 転入に関する宣誓書（指定様式） ◇ アパート等の契約書・建築確認済書等の写し

⑥ 利用者負担額および副食費の算定に必要な書類（全認定区分で該当する方のみ）

事由	必要書類
令和5年1月1日に村外に住民登録がある方	◇ 令和5年度（令和4年収入分）所得・課税・扶養人数がわかる証明書（個人番号が確認できる場合は省略可 後日、確定申告書の写し等の提出を求める場合あり）
令和6年1月1日に村外に住民登録がある方	◇ 令和6年度（令和5年収入分）所得・課税・扶養人数がわかる証明書（個人番号が確認できる場合は省略可 令和6年6月末日 [※] 後日、確定申告書の写し等の提出を求める場合あり）
軍人・軍属等の方	◇ 2022 W-2 Wage and Tax Statement の写し
	◇ 2023 W-2 Wage and Tax Statement の写し（令和6年6月末日 [※] ）
世帯を別にしているきょうだい児がいる場合	◆ 利用者負担額多子軽減届出書（世帯を別にする児童）（指定様式）
	◇ きょうだい児が属する世帯の住民票謄本（本籍・続柄が記載されたもの）
私立幼稚園等を利用するきょうだい児がいる場合	◆ 利用者負担額多子軽減届出書（幼稚園等利用児童）（指定様式）
	◆ 在園・利用証明書（指定様式 令和6年4月末日 [※] ）
在宅障害児（者）がいる世帯	◇ 身体障害者手帳・特別児童扶養手当証書・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
同住所に生計及び居住空間を別にする住民がいる方※世帯分離含む	◆ 生計及び居住空間を別にしている旨の申出書（指定様式） 後日、家計の主宰者を認定する為、光熱費の領収証や住宅の設計図の写し等、資料の提出を求める場合があります。詳しくは「利用者負担額」の項目をご参照下さい。

⑦ ◆委任状（保護者が提出できず代理人に委任する方のみ） 代理人は身分証持参

「保育を必要とする事由」や世帯状況等が変更になったとき

保護者の婚姻・離婚、出産、仕事の変更・雇用契約期間変更・退職等、入所申込時と家庭の事情が変わった場合は、速やかに福祉課へご連絡下さい。支給認定の変更申請が必要な場合や、利用者負担額が変更となる場合があります。利用者負担額の変更時、事実発生日に遡り、差額を追納していただく場合があります。

入所保留通知が届いたら

入所申込数が定員を上回る等の事情により、保育の必要性が高いと判断されても入所できない場合があります。その際は、2月頃に入所保留通知が送付され、待機児童として最長1年間自動登録されます。ただし、転入予定者は、3月10日までに転入手続きをしない場合、登録されません。

その後、内定辞退や退所、保育士の増員等により、保育施設の定員に空きがでた際は再選考を行い、待機児童のうち最も緊急度の高い方へご連絡します。定員に空きがない間は、各世帯の状況に変動がある為、待機児童間の優先順位づけや優先度の点数づけを行いません。

なお、待機児童としてお待ちいただきながら、認可外保育所等を利用することも可能です。

その他の保育事業について

▼子育て支援センターきたなかぐすく▼

子育て支援センターとは、乳幼児を育てている保護者等が、より楽しく子育てをするために親子で一緒に遊べる施設です。職員による育児相談や専門員を招いての発達相談を実施し、子育てに役立つ情報を提供しています。

対象者：就学前の保育施設に通っていないお子さんとそのご家族、妊娠中の方

利用料金：無料（行事等への参加は実費負担がある場合があります）

開館時間：午前8時30分～午後5時（親子あそびは午前9時～午後4時）

土日・祝日・慰霊の日・年末年始は休館

所在地：北中城村字喜舎場244番地（北中城幼稚園となり）

電話：098-982-0505

▼一時預かり▼

保育所、認定こども園、幼稚園等に通っていない乳幼児を対象に、保護者の疾病、入院、出産等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児等に伴う心理的・身体的負担を軽減するために、お子さんをお預かりする制度です。利用の際は、実施施設へ直接お問い合わせください。

対象児：北中城村在住で、保育所等に通っていない満1歳から就学前の児童

実施施設：村立喜舎場保育所

電話：098-935-2510

▼ファミリーサポートセンター（北谷町・嘉手納町・北中城村の3町村合同で実施）▼

子育ての手助けが必要な人（お願い会員）と子育てのお手伝いをしたい人（まかせて会員）が地域で相互援助活動を行う仕組みです。子どもの一時預かりや保育施設への送迎、保護者の病気や急な預かりなどの保育ニーズを地域の方々の力を借りて子育て支援を行っています。利用には会員登録が必要です。登録は「北谷・嘉手納・北中城ファミリーサポートセンター」または村役場福祉課窓口にて受け付けています。

所在地：北谷町北谷1丁目12番11号

電話：098-989-9763

